

仕様書

1 目的

経済団体等と行政の連携による女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」が開設した企業や社員が企業の枠を超えて研修・交流・政策立案・実践を行う場である「京都ウィメンズベースアカデミー」において、京都企業の女性活躍推進を総合的に支援する事業を実施する。

2 業務実施場所

府内全域

3 業務内容

(1) ～ (4) の事業を実施すること。

(1) 女性活躍推進研修

管理職・人事担当者、女性社員等を対象とする女性活躍推進研修を下記のとおり実施すること。

(ア) 研修内容

以下の (a) ～ (c) の研修を全て実施すること。

(a) 女性社員向け研修

概ね採用3年目以降の女性社員を対象に、仕事に対する意識向上や就業継続・ステップアップを目的として、コミュニケーションやプレゼンテーションスキル、ロジカルシンキング及びキャリアデザイン等について学ぶ研修を実施

(b) 女性管理職予備層向け研修

管理職予備層の女性を対象に、女性管理職としての意識やマネジメントスキルを身につけるため、コーチングやリーダーシップの方法について学ぶ研修を実施

(c) 管理職・人事担当者向け研修

女性の活躍しやすい職場づくりを推進するため、企業の人事担当者や女性部下を持つ管理職を対象に、仕事と育児・介護の両立、ワーク・ライフ・バランス、女性の人材育成及びマタハラ・セクハラなどハラスメント対策等について学ぶ研修を実施

(イ) 開催地域、回数及び規模

(a) 女性社員向け研修

- ・府内全域（開催地域については、府との協議により決定）
- ・1コース（全2回）実施すること
- ・定員は30名以内とすること

(b) 女性管理職予備層向け研修

- ・京都市で実施すること
- ・1コース（全5回）実施すること
- ・定員は30名以内とすること

(c) 管理職・人事担当者向け意識改革研修

- ・府内全域（開催地域については、府との協議により決定）
- ・3回実施すること
- ・定員は30名以内とすること

(ウ) 運営・報告等

- (a) 事業の実施に当たっては、十分な事業効果を発揮するため、講師の人選、参加者数、会場等について事前に府と協議すること。
- (b) チラシやパンフレットにより参加者募集を行い、参加者の確保に努めること。
- (c) 事業効果や参加者のニーズを把握・分析するため、参加者へのアンケートを実施し、その結果を取りまとめて府に報告すること。

(2) メンター（先輩）×メンティー（後輩）マッチング支援

女性社員の活躍推進のための環境づくりやキャリア形成に寄与するような企業の枠を超えたメンター・メンティ関係（※）の構築を支援し、女性社員間のネットワーク形成を図る。

※本事業におけるメンター・メンティ関係とは、知識や経験が豊富な先輩女性社員（メンター）が、後輩女性社員（メンティ）のキャリア形成をはじめ、生活上のさまざまな悩み相談を受けながら、後輩育成にあたることにより、メンティの成長を支援すると共に、自らのリーダーとしての資質の向上や人材育成意識の向上にもなるような双方向の関係のことをいう。

(ア) 実施内容

以下の (a) ～(c)を実施すること。

- (a) 過去に府が実施した女性活躍研修・セミナーの参加者等から選定したメンター候補者を対象に、研修を実施し、メンターとして活動する人材を育成すること。
- (b) 企業等からメンティを募り、メンターとのマッチングを目的とした交流会を実施すること。なお、交流会には、職種（例：人事担当者、営業職、技術職等）・業種（例：製造業、建設業、運送業等）別の交流会の実施も含めること。
- (c) マッチングしたメンター・メンティペアのメンタリングの実施状況について、メンター・メンティ双方へのヒアリングや合同報告会等を通じてフォローアップを行うこと。

(イ) 実施回数

- (a) ～(c)について、合計20回以上実施すること。

(ウ) 運営・報告等

- (a) 事業の実施に当たっては、十分な事業効果を発揮するため、講師の人選、参加者数、会場等について事前に府と協議すること。
- (b) チラシやパンフレットにより参加者募集を行い、参加者の確保に努めること。
- (c) 事業効果や参加者のニーズを把握・分析するため、参加者へのアンケートを実施し、その結果を取りまとめて府に報告すること。

(3) 「京都ウィメンズベースラボ」の運営

企業における女性活躍推進に向けた新たな課題の解決のために、企業を超えた検討チームが、具体的な事業や制度を立案・実践する「京都ウィメンズベースラボ」を運営する。

(ア) 実施内容

以下の (a) ～(d)を実施すること。

- (a) アンケート等により企業が抱える女性活躍推進に関する新たな課題を抽出し、検討テーマを4つ程度選定すること。
※検討テーマ例：テレワーク、労働生産性による人事評価制度、パート社員の戦略化、マミートラック、男性育児休暇 等
- (b) 各検討テーマに関心のある企業の女性社員・人事担当者、テーマに精通した有識者等からなる検討チームを結成すること。
- (c) 各検討テーマについて検討会を3～5回程度実施することにより、課題解決のための具体的な事業や制度に関する案を取りまとめること。

- (d) (c)で取りまとめた事業や制度案の具体的な実施・導入に向けた企業支援を実施すること。
- (イ) 運営・報告等
 - (a) 事業の実施に当たっては、十分な事業効果を発揮するため、講師の人選、参加者数、会場等について事前に府と協議すること。
 - (b) チラシやパンフレットにより参加者募集を行い、参加者の確保に努めること。
 - (c) 事業効果や参加者のニーズを把握・分析するため、参加者へのアンケートを実施し、その結果を取りまとめて府に報告すること。
- (4) 京都ウィメンズベースサイトの運営及び一部リニューアル
 - (ア) 京都ウィメンズベースサイト (<http://www.kyoto-womens.or.jp>) に京都ウィメンズベースアカデミー事業の広報、参加者募集及び事業実施結果の報告を目的としたページを新たに作成すること。
 - (イ) 京都ウィメンズベースサイトにより京都ウィメンズベースアカデミー事業の広報・参加者募集を行うとともに、事業実施結果をサイトに掲載すること。
 - (ウ) 委託料には、京都ウィメンズベースサイトの管理・保守・運用費を含む。

4 業務実施上の留意事項

本業務は内閣府「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であることを理解するとともに、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員の監査や会計検査院の検査対象となった場合は協力すること。

5 委託対象経費

- (1) 委託業務に従事する者の人件費
 - ア 賃金
 - イ 通勤手当
 - ウ 社会保険料等
- (2) 委託業務に要する事業費
 - ア 講師謝金
 - イ 旅費
 - ウ 消耗品費
 - エ 印刷製本費
 - オ 燃料費
 - カ 会議費（ただし食糧費を除く）
 - キ 通信運搬費
 - ク 広告費
 - ケ 手数料
 - コ 保険料
 - サ 賃借料
 - シ 会場使用料
 - ス その他府と協議して認められた経費